

施策の紹介

消費者行政における各省庁の取組

金融商品の健全な販売

金融庁の消費者行政

金融商品販売法の施行

展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、金融サービスの利用者保護を図るため、金融

十三年四月一日から施行されま

らなります。

した。

金融商品販売法の内容

近年、金融取引への人々の関心がますます高まる半面、多様で複雑な金融商品が開発されるようになります。顧客の金融商品に関する知識の不十分さなどから、金融取引についてのトラブルが少なくありません。このため、二十一世紀を

商品販売業者等の顧客に対する説明義務、説明しなかつたことによつて生じた損害の賠償責任を民法の特例として定める等の措置を講じる「金融商品の販売等に関する法律」（以下、「金融商品販売法」という）が平成十二年五月に成立し、

金融商品販売法は、大きく分け

具体的には、幅広い金融商品を対象として、元本欠損が生ずるおそれがある旨及び元本欠損を生ずる要因などの重要事項について、金融商品販売業者は顧客に説明しなければならないことや、金融商品販売業者が顧客に重要事項を説明しなかつたときは、民法の不法行為の特例として損害賠償責任を



[資料 1] 金融商品の販売等に関する法律の概要

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、金融サービスの利用者保護を図るため、金融商品販売業者の顧客に対する説明義務、説明しなかったことによって生じた損害の賠償責任を民法の特例として定める等の措置を講じる。

金融商品販売業者の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任

1. 金融商品販売業者の説明義務の明確化

- (1) 金融商品については、預貯金、信託、保険、有価証券等を幅広く対象とし、今後登場する新しい商品等については政令で定める。
- (2) 金融商品販売業者に対し、次のような金融商品の有するリスク等に係る重要な項目の説明を義務づける。
 - 元本欠損が生ずるおそれがある旨及び元本欠損を生じる次の要因
 - ・金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動
 - ・金融商品販売業者等の業務又は財産の状況の変化
 - ・その他政令で定める事由
- (3) 説明義務を負う者は、取次ぎ・媒介・代理を行う者も含む。
- (4) 顧客が金融商品販売業者である場合や、顧客が説明を要しない旨の意思の表明をした場合は、説明は不要。

2. 説明義務違反に対する損害賠償責任

金融商品販売業者が顧客に重要な事項を説明しなかったときは、損害賠償責任を負うものとし、元本欠損額をその損害額と推定する。

- (注1) 現行では、不法行為による損害賠償責任(民法709条)で争われてきたが、業者の説明義務の有無、損害の因果関係について原告が立証責任を負っており、裁判が長期化する傾向があると言われてきた。
(参考) 民法709条(不法行為による損害賠償責任)
故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス
- (注2) 本法律によって、説明義務を法定し、原告(顧客)の因果関係の立証責任を転換することにより、原告の立証責任の軽減が図られることとなる。
なお、原告は、民法709条による損害賠償請求を行うことも可能。

金融商品販売業者の勧誘の適正の確保

- 1. 金融商品販売業者は、勧誘の適正の確保に努めなければならない旨規定。
- 2. 金融商品販売業者は、次の事項を含む勧誘方針を策定・公表しなければならない。
 - (1) 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項
 - (2) 勧誘の方法及び時間帯に關し、勧誘の対象となる者に配慮すべき事項
 - (3) その他勧誘の適正の確保に関する事項
- 3. 上記2.に違反した金融商品販売業者は、過料に処する。

本法律は、平成13年4月1日から施行。

負い、元本割れになつていてる額が
その損害額と推定されること、金融商品
販売業者は、勧誘方針を策
定し公表しなければならないこと
などが定められました「
資料2」。

金融商品販売法と消費者契約法
金融商品販売法と同じく、消費
者契約法が四月から施行されまし
た。消費者契約法は、民法の詐欺、
強迫の要件を消費者契約に限つて

緩和するとともに、抽象的な要件
を具体化、客觀化することで消費
者が不当な勧誘によつて結ばれた
契約から容易に離脱できるよう
になっています。これは広く消費者契
約全般にわたつて事業者と消費者
が不當な勧誘によって結ばれた
契約から容易に離脱できるよう
になっています。これは広く消費者契
約全般にわたつて事業者と消費者
が不當な勧誘によって結ばれた
契約から容易に離脱できるよう

を区別し、消費者の利益を守るた
めのルールです。一方、金融商品
販売法は金融商品の販売に際して
元本割れの可能性等のリスク説明
を業者に義務づけ、これに違反し
た場合に元本割れがあつたときは
不法行為の特則として業者が損害
賠償責任を負うことを通じて、顧
客の保護を図るものです。

このように両法律は適用範囲、
保護対象者、法律の適用場面、効
果等が異なり、重ねて適用される
ことがあります(表1)。

金融商品販売法の施行に伴い、
様々な金融商品の販売・勧誘を行
う業者の果たす役割はますます重
要になります。個別の金融商品ご
とに説明すべき内容や説明の方
法、勧誘方針に盛り込むべき内容
や公表の方法、法令などの遵守に
ついての従業員に対する教育・研
修など、本法律の趣旨を踏まえた
各業者の実務面における日常的な
商品を選ぶに当たつては、前述の
取組は大変重要です。また、金融
商品を選ぶに当たつては、前述の

[資料2] 金融商品の販売等に関する法律の意義

金融商品の販売・勧誘をめぐるトラブル

投資信託、デリバティブ、ワラント等、多様な金融商品の普及
知識・情報の乏しい利用者に対し、業者の説明が不十分

これまでの対応と問題点

業者に対する業務上の規制

- 問題点
 - ・利用者自身の救済規定なし
 - ・業法のない商品は対象外

裁判による救済 不法行為による損害賠償責任(民法709条)

- 問題点
 - ・業者の説明義務の有無、損害の因果関係について原告に立証責任

利用者保護のための立法（金融商品の販売等に関する法律）

金融商品横断的な説明義務の明確化 →

- ・利用者への適切な説明の確保
- ・円滑な取引(業者にもメリット)

説明義務違反の場合の損害賠償責任 →

- ・裁判の迅速化(原告の立証負担の軽減)
(立証責任の転換)

販売業者に、勧誘の適正の確保に関する方針の策定・公表の義務づけ →

- ・勧誘の適正を確保するための業者の自主的努力の促進

ポイントによく注意して買い求め
ることが大切です。

金融庁では、ホームページで解説記事を紹介しているほか、各財務局でもリーフレットの配布などを通じて金融商品販売法の趣旨の周知に努めています。

なお、金融商品に関する問い合わせやトラブルなどは、お近くの金融機関団体などの窓口でも受け付けています。

金融トラブル 連絡調整協議会

実際に金融トラブルが起きたときは、裁判での解決が考えられます。しかし、裁判には費用負担の重さ、審理期間の長さ等の限界があり、また、金融取引の特性を十分に考慮に入れた解決を図るために、各業界団体・自主規制機関が設置する相談窓口などの裁判外紛争処理制度の利用も有効な手段の一つとなります。

このため、金融審議会答申(平成

十二年六月) では、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげるため、次に掲げる早急に実施すべきとされた事項の着実な実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換などを行うこととして、金融トラブル連絡調整協議会の設置が提言されました。

【金融審議会答申において早急に実施すべきとされた事項】

個別紛争処理における機関間連携の強化

苦情・紛争処理手続の透明化
苦情・紛争処理事案のフォロー

アップ体制の充実

苦情・紛争処理実績に関する積極的公表

広報活動を含む消費者アクセスの改善

この答申を踏まえ、平成十二年九月に消費者行政機関、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁



[表1] 金融商品販売法と消費者契約法の関係

		金融商品販売法	消費者契約法
適用範囲		金融商品の販売に係る契約	金融商品の販売を含む、事業者と消費者との契約全般
保護対象とされる者		個人及び事業者(金融商品販売業者等を除く)	個人
法律が適用される場合		重要な事項の説明義務に違反した場合 (重要事項) 元本次損を生ずるおそれの有無及びその要因 権利行使期間の制限等	重要な事項に関して事実と異なることを告げた場合 不確実な事項について断定的な判断を提供了した場合 不利益な事実を故意に告げなかった場合 不退去、監禁の場合 (重要事項) ・質、用途その他の内容 ・対価その他の取引条件
効 果		損害賠償	契約の取消し
立 証 責 任		説明がなかったことを立証すれば、説明をしなかったことによって損害が生じたという因果関係は推定される (原告の立証責任の軽減)	民法の原則どおり、原告に立証責任
時 効		損害及び加害者を知ったときから3年、不法行為のときから20年	追認できるときから6か月、契約の締結のときから5年
民 法 と の 関 係		不法行為の特則	意思表示の瑕疵(詐欺、強迫等)の特則

(注) 消費者契約法では、説明義務は努力規定

護士会、学識経験者及び金融当局により構成される金融トラブル連絡調整協議会が設置されました。これまで、個別紛争処理における機関間連携の強化、苦情・紛争処理事案のフォローアップについて議論が行われ、このうち、機関間の連携強化については、現在行われている取組や、連携の際の問題点などについて議論が行われました。

また、苦情・紛争処理の透明化の現状については、業界団体・自主規制機関に対しアンケート調査が実施され、その結果から、各裁判外紛争処理機関において手続の整備に向けた努力がなされている一方で、金融審議会答申等で求められる明確な規則の策定並びに当該規則の公開及び申立者に対する説明等が必ずしもすべての団体において実施されていない実態が明らかになりました。

金融トラブル連絡調整協議会で

金融庁ホームページ
<http://www.fsa.go.jp/>

はこの現状を踏まえ、苦情・紛争処理規則等のモデルの策定を目的としたワーキンググループを設置し、議論を行っているところです。さらに、苦情・紛争処理事案のフォローアップについては、委員会を対象として実施したフォローアップの在り方及び現状に関するアンケート結果を踏まえ、今後さらには、金融審議会答申においては、希望の方は傍聴することができます。傍聴のための手続は、金融庁ホームページをご覧ください。また、議事要旨及び配布資料もホームページ上に掲載していますので併せてご覧ください。
(金融庁)